

2016年3月

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

ロシア編



JETRO

第3節 権利侵害者への警告状

法律で定められた知的財産とは関係のない限られた例外的状況を除いて、警告状には法的拘束力はなく、名宛人に何らかの権利や義務を課すことはない。他の多くの国と同様、ロシアでも、警告状は、当事者にその行為が知的財産権を侵害していることを伝え、自主的にその侵害行為をやめるよう提案するために用いられる。この提案に従うか否かは権利侵害者次第である。通常、権利侵害が意図的なものではない場合(すなわち、権利侵害者が、先に登録されている知的財産の対象があることを知らない場合)、又は権利侵害者が考えられる法律上の結果を恐れる場合や、単純に民事・行政・司法訴訟を避けたい場合には、権利侵害行為を停止する。

そのため、警告状は、民事・行政・刑事訴訟と比較して、小規模な権利侵害者に対応するには、速くて安価で効果的な方法なのである。さらに、警告状は、法廷で知的財産権を主張する正式な根拠や可能性がない場合には、権利侵害をやめさせる最後のチャンスとなる場合がある。

さらに、警告状が送達されたことが確認されたのに、なお返答がない場合には、権利侵害が意図的であって偶発的ではない証拠と見なすことができる。

警告状の送付は法的に定められた手続きではないため、形式の要件はない。しかし慣行上、この書状は企業のレターヘッドに平易な書式で、権限者の署名をしなければならない(弁護士である必要はない)。社印、公証又は公認は求められない。

警告状は権利侵害者に様々な手段で送付することができる。電子メール、郵便、ファックスなどである。この場合の唯一の基準は、その書状が実際に配達され、権利侵害者が読まなければならないということである。この書状の送付に際しては通常、個別の企業/法人の登録されている住所に送るが、当該企業の実際の住所を宛先として使うこともある。なお内容については以下に示したが、書状には侵害を今後しない旨の(念書提出の)要求も含めている。

書状の主な目的は、権利侵害者に基本的に二つの選択肢があると示すことである。権利侵害行為をやめるか、法的処罰を甘受するかである。したがって、書状には以下の点を含める必要がある。

1. 権利者とその知的財産権対象事項の特定。すなわち、

「弊社は、ロシア連邦における gravipin ユニットに対する特許番号 123456789 の独占的権利保有者です(添付の登録証明書をご覧ください)」など。

2. 権利侵害の主張。知的財産権対象事項が実際にどの程度侵害されているかを具体的に書く。

「2010年貴社製造の gravicars、具体的にはモデル KU-2 及び KU-3 において、特許番号 123456789 の対象である gravipin が使われていることが、弊社の知るところとなりました。しかしながら、弊社は貴社に gravipin ユニットのいかなる方法でも使用する許可を与えておりませんので、貴社の gravicars に gravipin を使用することで、貴社は特許番号第 123456789 号の対象となった発明に係る弊社の排他的権利を侵害しています」。

3. 自主的な権利侵害行為中止を提案し、回答期限日を定める。

「ここに、特許番号第 123456789 号の対象である gravipin の使用を、貴社が自主的に 2012年2月31日までに中止し、以後の使用を差し控えて下さるようお願いいたします。この場合、貴社に対し、何の提訴も行いません(この約束は義務ではなく、善意によるもの)」。

回答期限を計算する際には、郵便の送達所要日数を考慮する必要がある。

4. 場合によっては、権利侵害者を裁判で訴える用意があることを表明してもよい。

「そうでない場合は、弊社は裁判で弊社の権利を行使しなければなりません。この場合、貴社は事業を閉鎖し、罰金又は拘留・禁固を受けることになるかもしれません」。

警告状が法的に定められた手続きではないとはいえ、不正確な情報や誤った情報を掲載するべきではない。さもないと、権利者にとって不利な形で利用されてしまいかねない。

そしてもちろん、警告状のあらゆる表明は、該当する法律条文による裏付けがなければならない。

警告状を提訴前の手段として義務化すべきという議論があることも、注目に値する。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル ロシア編

[著者]

GORODISSKY & PARTNERS 法律事務所

編集長：Vladimir Biriulin

[発行]

日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2016 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2016 年 1 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。